平成２４年（フ）第４０４号
金沢市八日市１丁目637番地　ホットスプリングⅠ―203号、従前の住所金沢市糸田２丁目131番地
債務者　髙沼　鈴子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４２３号
金沢市西泉３丁目１番地　パークサイドパレス401号、従前の住所金沢市泉野町４丁目13番40号、従前々の住所金沢市富樫１丁目７番14号
債務者　朝倉　義弘
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８３号
石川県能美市宮竹町ニ93番地２
債務者　しゃぶしゃぶ屋権兵衛こと　川端　敦
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第８５号
石川県加賀市山中温泉薬師町井21番地、従前の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢306番地　町住303号
債務者　寺本　辰雄（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第９８号
石川県小松市寺町70番地
債務者　徳海　洋子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第１９６号
福井市寺前町第１号２番地33
債務者　山本　友樹
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２０号
福井市二の宮５丁目９番29号
債務者　竹村　正和
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２１号
福井市二の宮５丁目９番29号
債務者　竹村　裕子
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３２４号
福井市江守の里１丁目1806番地
債務者　吉川　雄一
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４３号
福井市花月３丁目10番28号
債務者　三田　　悟
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
福井県勝山市旭町１丁目６番53号
債務者　髙田　昌幸
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４９号
福井県鯖江市冬島町第９号３番地57、旧住所福井県鯖江市つつじヶ丘町19番14号
債務者　古川　昇昌（旧姓水野）
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５８号
福井市西開発２丁目218番地　開発コーポ13号室、旧住所福井市八重巻中町３―５
債務者　櫻井　美隆
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3120番地４　ハイツサンフィールドＣ202
債務者　石井　裕副
1　決定年月日時　平成24年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１９１号
長野市稲里町中氷鉋690番地２　フォーブルシトラス203
債務者　清水千恵子
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
長野市青木島町大塚1547番地２
債務者　熊倉　好茂
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１３号
長野県中野市大字吉田1360番地１　松川団地Ｂ―102
債務者　須田てるみ
1　決定年月日時　平成24年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月28日まで　長野地方裁判所民事部破産係